

## 令和2年度第3回 岡山支部評議会資料

- 1 令和3年度保険料率について
- 2 令和2年度上期事業実施状況及び  
令和3年度事業計画と予算について



# 議題 1 令和3年度保険料率について

---

# 1. 令和3年度平均保険料率に関する主な意見について

## 10月16日 岡山支部評議会での意見

- ・令和3年度平均保険料率について保険料率を下げる要素がないため、10%維持で良いのではないかと。
- ・コロナの影響が数字として出てくるのがこれからであると思うので、コロナの影響を議論するにあたりどこまで考慮すればよいか、何を最大の論点として議論すればよいか分からない。

## 支部評議会における平均保険料率についての意見の提出状況

意見書の提出なし 6支部 (13支部)

意見書の提出あり 41支部 (34支部)

- |                            |             |
|----------------------------|-------------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部    | 31支部 (21支部) |
| ② ①と③の両方の意見のある支部           | 5支部 (7支部)   |
| ③ 引き下げるべきという支部             | 2支部 (2支部)   |
| ④ その他 (平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 3支部 (4支部)   |

※ ( ) は去年の支部数

## 12月18日 運営委員会での意見

- 運営委員会として平均保険料率10%維持でまとまった。

(委員のその他の意見を抜粋)

- ・現在は、事務局が出された資料の法定準備金の予測値に基づき議論しており、今後の法定準備金が予測値よりも積みあがった場合には、次年度に還元するなどの対応や加入者に対する丁寧な説明が必要になってくると考える。
- ・コロナ禍で経営が悪化している中小企業が増加している。しかし、このような状況であるが、持続可能性の観点から現状の保険料率を維持するべきだと考える。一方で、支出を減らすことが重要になってくると考えるので、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いしたい。

- 保険料率の変更時期については、令和3年4月納付分から変更することについて特段の異論はなし。

## 2. 令和3年度岡山支部保険料率の見込みについて

令和3年度における岡山支部の都道府県単位保険料率の見込みは、次のとおりです。

### 岡山支部の健康保険料率

**10.18%** (現行より+ 0.01%)

令和3年度岡山支部の健康保険料率変更の主な要素

#### 【引き上げの要素】

- ①医療給付費増加による第1号保険料率の増加 (前年度比 +0.051%)  
コロナの影響や薬価の引き下げによる医療費縮減効果等も考慮した上で、高齢化の進展等により一人当たりの医療給付費が増加することを見込んでいるため
- ②インセンティブ加算分 (+0.007%)

#### 【引き下げの要素】

- ①令和元年度実績評価※によるインセンティブ減算分 (-0.016%)
- ②令和元年度の支部収支精算分 (-0.024%)

※インセンティブ制度による令和元年度実績の評価方法等については参考資料P.11～P.17に記載

※変更時期は令和3年3月分(令和3年4月納付分)から

岡山支部の健康保険料率の  
イメージは次ページに記載

### 介護保険料率 (全国一律)

**1.80%** (現行より+0.01%)

#### 【引き上げの要因】

- ①前年度に比べて介護納付金が242億円増加見込み
- ②令和2年度末に466億円不足する見込み  
介護2号被保険者数や賃金の伸びの鈍化、保険料の納付猶予等により保険料収入が下振れしたため

### 3. 岡山支部の健康保険料率のイメージ

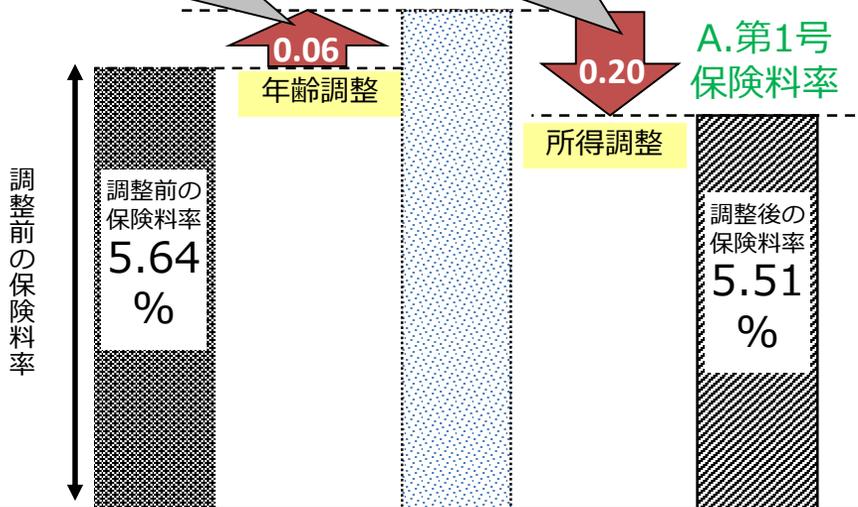
$$\text{都道府県単位保険料率} = \text{A.第1号保険料率} + \text{B.第2号保険料率} + \text{C.第3号保険料率} - \text{D.収入等見込額相当率}$$

A. 第1号保険料率 5.51%

医療給付費の保険料分について年齢調整・所得調整を行う

「年齢調整」  
年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整。岡山は若いので加算。

「所得調整」  
所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整。岡山は収入が低いので減算。



都道府県単位保険料率については高年齢の年齢構成割合が高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなると言われています。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる傾向があります。このため、都道府県単位保険料率を算定する際には、都道府県間で上記のような年齢調整・所得調整を行います。

B+C-D=4.67%

B. 第2号保険料率 4.00%

保険給付費や後期高齢者支援金等の全国一律で賦課される保険料分とインセンティブ制度による加算分（0.007%）を合算

+

C. 第3号保険料率 0.74%

各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

-

D. 収入等見込額相当率 0.07%

令和3年度のその他収入等の全国一律で賦課される保険料分（0.025%）と令和元年度支部単位収支精算分（0.024%）とインセンティブ制度による減算分（0.016%）を合算

岡山支部  
保険料率  
10.18%

≡

+

※料率については端数処理を行っておりますので、合計が合わないところがあります。

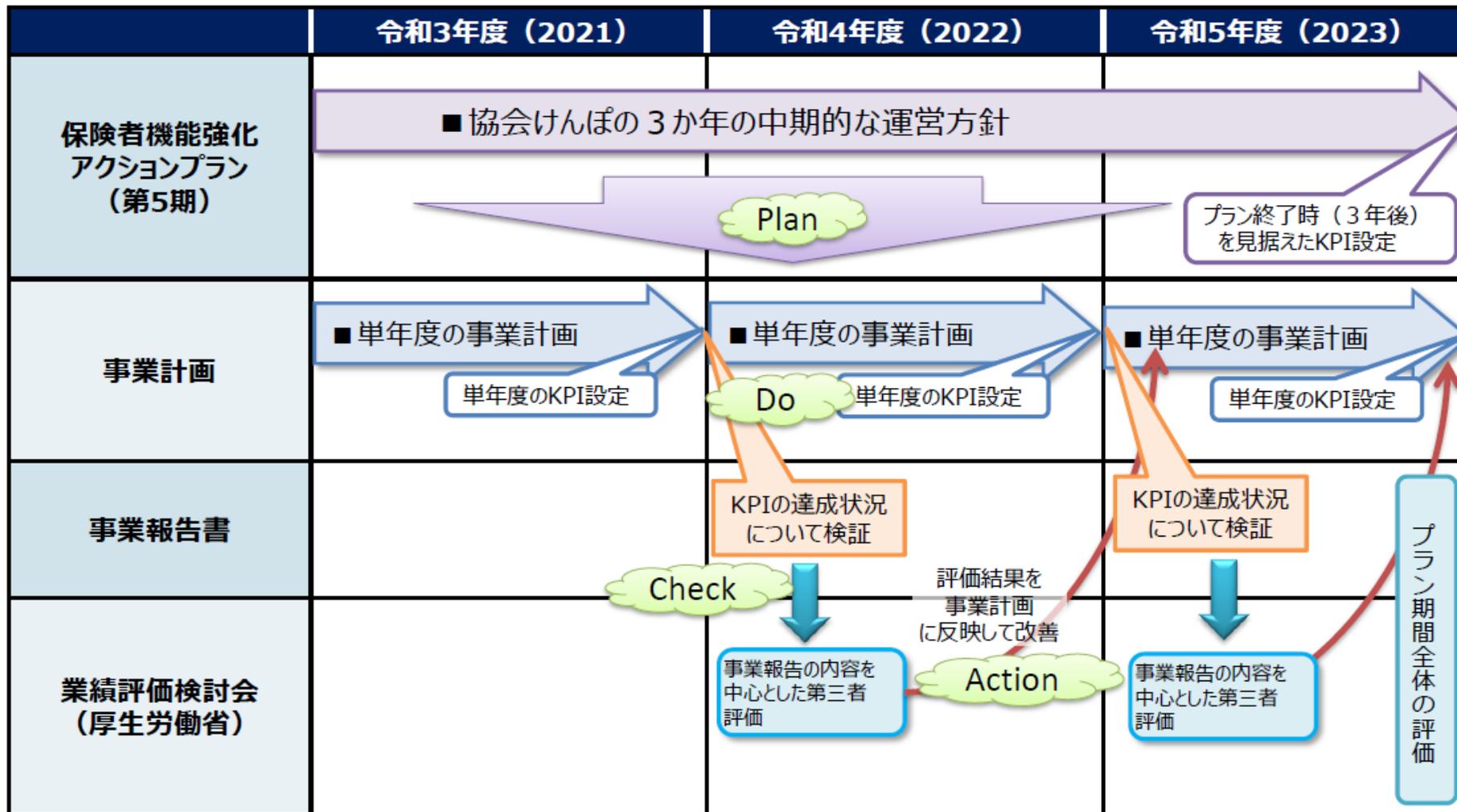
## 議題2 令和2年度上期事業実施状況及び 令和3年度事業計画と予算について

---

# 1. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）について

## ● 保険者機能強化アクションプランの概要

保険者機能強化アクションプランとは、3年を1期として中期的な運営方針を決定し、1年ごとのPDCAサイクルを実施しながら加入者及び事業主の利益実現のために取り組む計画のことです。



# 1. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）について

## ● 保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

### 協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追及していく。

#### 【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

#### 【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

### 第5期の事業運営の3つの柱

#### 基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

#### 戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

#### 組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

# 1. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）について

## ● 保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組

### （1）基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営【新】
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

### （2）戦略的保険者機能関係

#### <特定健診・特定保健指導の推進等>

- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
- 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
- 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
- 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】

#### <重症化予防の対策>

- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】

#### <コラボヘルスの推進>

- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
- 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
- メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】

#### <医療費適正化、効率的な医療の実現等>

- ジェネリック医薬品の使用促進
- 地域の医療提供体制への働きかけ
- 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
- 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】

#### <インセンティブ制度>

- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】

#### <協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>

- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

# 1. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）について

## ● 保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組

### （3）組織・運営体制関係

- 人事制度の適切な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化 【新】
- 内部統制の強化 【新】
- 次期システム構想 【新】

## 2. 岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能関係）

### ● サービス水準の向上

#### 【令和3年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和3年度 K P I

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95%以上とする

「サービススタンダード」とは  
申請書（傷病手当金等の4種の現金給付の申請書）の受付年月日から支払年月日までの所要日数を実営業日数10日を上限として設定しています。但し、照会や返戻・回送等に要した日数は、所要日数から除かれます。

##### ○ 令和3年度 の取組内容

- ・業務処理体制（山崩し方式）及びマニュアル・手順書に基づく統一的な事務処理を徹底し、標準化・効率化・簡素化を推進
- ・問い合わせ時における郵送提出依頼
- ・郵送提出について納入告知書同封チラシ「協会けんぽ岡山」や「健康保険委員だより」での定期的な周知
- ・広報、LINE・メルマガ・ホームページ等インターネット上でのわかりやすい広報の実施

※P.10～P.25の表記について

令和3年度KPI及び支部目標で、令和2年度から数値等の変更や追加となった箇所には下線で表示しています。  
また、令和3年度 の取組内容で強化する取組は青、新規の取組は赤で表示しています。

#### 【令和2年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和2年度 K P I

- ① サービススタンダードの達成状況を100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする

##### ○ 令和2年度 上期進捗状況

###### ① サービススタンダード

	上期
令和元年度	100%
令和2年度	<u>100%</u>
所要日数	6.23日
全国平均	7.48日

###### ② 郵送化率

	上期
令和元年度	90.2%
令和2年度	<u>94.9%</u>

##### ○ 令和2年度 の取組内容

- ・業務処理体制（山崩し方式）及びマニュアル・手順書に基づく業務処理の徹底
- ・問い合わせ時における郵送提出依頼
- ・郵送提出について納入告知書同封チラシ「協会けんぽ岡山」や「健康保険委員だより」での定期的な周知
- ・広報、LINE・メルマガ・ホームページ等インターネット上での広報の実施

## 2. 岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能関係）

### ● 柔道整復施術療養費の審査の強化

#### 【令和3年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和3年度 K P I

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合について対前年度以下とする

「柔道整復施術療養費」とは急性等の外傷性の打撲・捻挫及び挫傷等で柔道整復師（接骨院や整骨院）で施術を受けた場合については、健康保険の給付対象となり、協会けんぽから療養費（柔道整復師施術療養費）としてその一部が支払われます。

#### ○ 令和3年度取組内容

- ・ 3部位10日以上・2部位15日以上の施術に係る患者照会の実施
- ・ 審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会を実施
- ・ 制度の正しい知識のさらなる普及による適正受診の促進
- ・ 審査会内の「面接確認委員会」において、濃厚施術・部位ころがし等が疑われる施術管理者への確認、改善指導を実施

#### 【令和2年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和2年度 K P I

柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合について対前年度以下とする

#### ○ 令和2年度上期進捗状況

《施術箇所3部位以上かつ月15日以上の施術の申請割合》

	令和元年度上期	令和2年度上期
①請求件数	104,581	91,276
②3部位以上かつ15日以上 <small>件数</small>	446	333
申請割合(②/①)	0.43%	<b>0.36%</b>

#### ○ 令和2年度取組内容

- ・ 3部位10日以上・2部位15日以上の施術に係る患者照会の実施
- ・ 審査会での指摘や申請傾向を踏まえ、疑義のある施術所に係る積極的な患者照会を実施

※参考 患者照会実施件数  
令和元年度上期 5,274件  
令和2年度上期 2,928件

## 2. 岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能関係）

### ●効果的なレセプト点検の推進

#### 【令和3年度KPIと取組内容】

##### ■令和3年度KPI

- ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

##### 「査定」とは

医療機関・薬局等から請求された診療報酬明細書（レセプト）について、社会保険診療報酬支払基金で一次審査を行った後、協会けんぽで二次審査を行います。レセプトの内容が診療報酬請求上のルールに則ったものが審査し、適合しないものを減点すること。

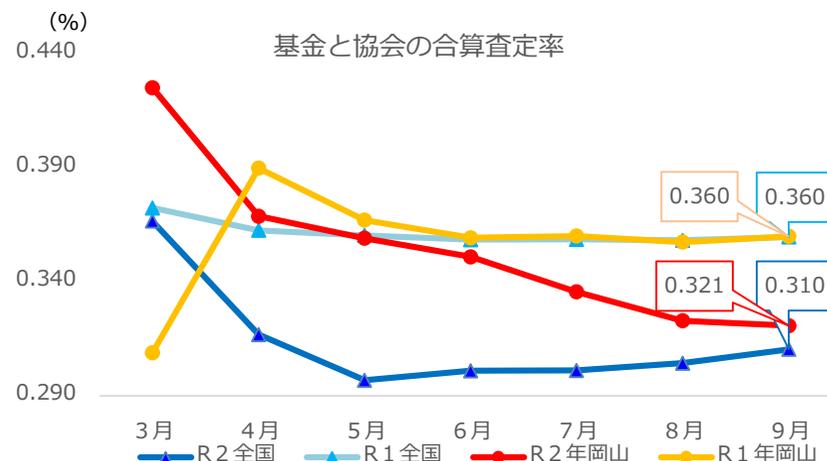
##### ○令和3年度取組内容

- ・高額査定事例を優先した効率的なレセプト点検を推進
- ・スキルアップのための研修を実施
- ・他支部との合同勉強会の実施により効果があった事例の情報交換を行う
- ・支部内勉強会の実施により個人ごとの査定効果額底上げする
- ・自動点検を効率良く行えるようマスタ(抽出条件)のメンテナンス(改善)継続

#### 【令和2年度KPIと取組内容】

##### ■令和2年度KPI

社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする



##### ○令和2年度取組内容

- ・自動点検に使用するデータ抽出条件の改善
- ・査定率の高い支部との差異を調査し取込
- ・勉強会を毎月実施
- ・外部講師によるオンライン研修

## 2. 岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能関係）

### ● 返納金債権回収業務の推進

#### 【令和3年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和3年度KPI

返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする

##### ○ 令和3年度取組内容

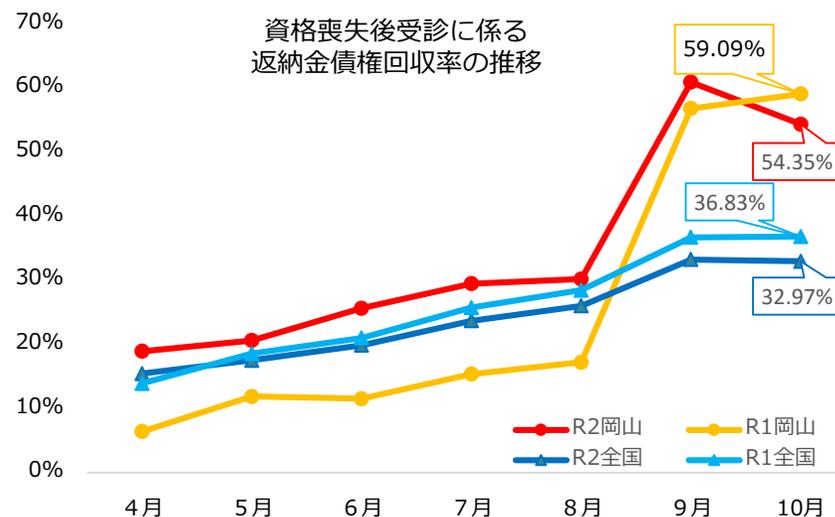
- ・ 分割納付者を管理し約束不履行者への電話・文書催告を行う
- ・ 債務者の国民健康保険などの加入状況を確認し、保険者間調整の活用による返納金債権回収を推進する
- ・ 弁護士催告等も含めた積極的な法的手続きの実施による債権回収
- ・ 在職調査及び財産調査を行い強制執行(差押)の強化を図る

「保険者間調整」とは  
退職後、国保等の新保険に加入するまでの間に以前加入していた旧保険証で受診した場合は、通常、本人が旧保険者に医療費(7割分)を返納後、新保険者に還付請求する必要があります。  
「保険者間調整」とは本人の同意をもとに、この返納と還付の手続きを経ずに新旧の保険者間で調整する仕組みです。

#### 【令和2年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和2年度KPI

返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする



##### ○ 令和2年度取組内容

- ・ 分割納付及び約束不履行者への電話催告
- ・ 保険者間調整による返納金債権回収を推進
- ・ 弁護士催告及び法的手続きによる債権回収
- ・ 在職調査を行い強制執行(差押)

## 2. 岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能関係）

### ● 返納金債権の発生防止

#### 【令和3年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和3年度KPI

KPI設定なし

※ 令和3年3月から国のオンライン資格確認が開始に伴い、「資格喪失後受診に伴う返納金」は自ずと減少が見込まれ、協会の自助努力によらない数値となるため

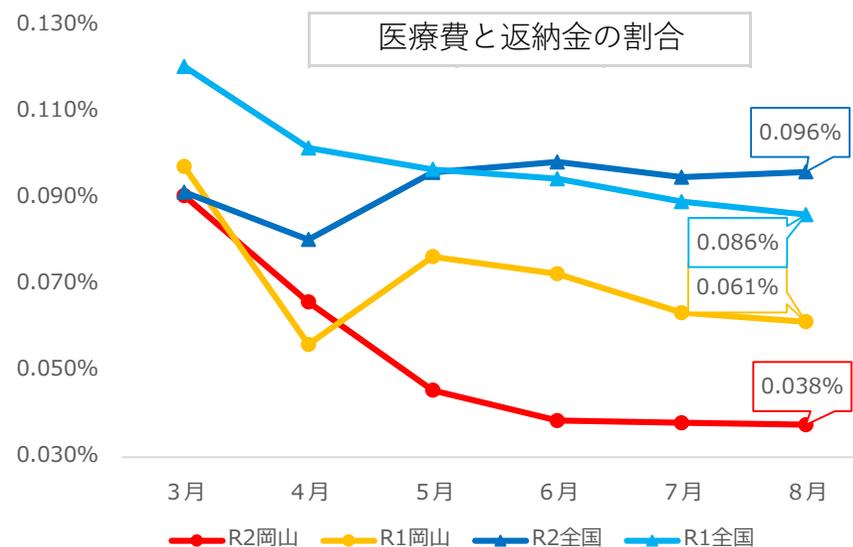
##### ○ 令和3年度取組内容

- ・ 無資格保険証の早期催告及び回収（保険証回収強化）
- ・ 年金機構に対し遡及喪失の情報提供を依頼

#### 【令和2年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和2年度KPI

医療給付費総額に占める「資格喪失後受診に伴う返納金」の割合を対前年度以下にする



##### ○ 令和2年度取組内容

- ・ 無資格保険証の早期催告及び回収（保険証回収強化）
- ・ 医療機関貸付のシステム管理（オンライン資格確認）
- ・ 年金機構に対し遡及喪失の情報提供を依頼

## 2. 岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能関係）

### ● 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化

#### 【令和3年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和3年度KPI

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

##### ○ 令和3年度取組内容

- ・ 保険証未回収データの分析実施と回収データ入力の早期実施
- ・ 資格喪失データ確認から2営業日後に本人宛の催告状を送付
- ・ 初回催告から2週間後に未返納者への再催告を送付
- ・ 事業所に対し保険証回収徹底の電話案内を毎月実施
- ・ 返不能届者・任意継続者等の電話催告を実施

#### 【令和2年度KPIと取組内容】

##### ■ 令和2年度KPI

日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.5%以上とする

催 告	R2.10累計	R1年度累計
事 業 所	電話47件	訪問100件
本 人	電話283件	電話654件
回 収 率	96.08%	95.03%

##### ○ 令和2年度取組内容

- ・ 保険証回収データの早期入力
- ・ 本人への電話催告
- ・ 資格喪失から2営業日後に初回催告送付
- ・ 初回催告から2週間後に再催告を送付
- ・ 事業所へ保険証回収等の電話催告

令和2年度より本部データ以外に支部独自データを活用

## 2. 岡山支部事業計画（案）について（基盤的保険者機能関係）

### ●オンライン資格確認の導入に向けた対応

#### 【令和3年度KPIと取組内容】

##### ■令和3年度KPI

設定なし

※国(厚生労働省)におけるオンライン資格確認が令和3年3月開始することに伴い、協会けんぽのシステムは令和3年2月19日をもって終了するため

#### 【令和2年度KPIと取組内容】

##### ■令和2年度KPI

オンライン資格確認システムのUSBを配布した医療機関における利用率50.0%以上とする

##### ○令和2年度取組内容

- ・16機関のシステム稼働状況の管理  
10月より14機関  
累計契約数 110機関（10月末現在）  
累計稼働数 63機関  
稼働率 57.3%

### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

#### ● 健診・保健指導の令和2年度見込み及び令和3年度計画

	平成30年度実績		令和元年度実績		令和2年度計画		令和2年度見込				令和3年度計画		
	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	実施率	実施件数	計画との差	実施率	計画との差	実施件数	実施率	
健診	(被保険者) 健診対象者	270,853	—	280,753	—	284,291	—	284,291	—	—	—	286,223	—
	生活習慣病予防健診	145,787	53.8	155,818	55.5	167,208	58.8	162,192	▲ 5,016	57.1	▲ 1.8	172,500	60.3
	事業者健診	40,001	14.8	31,689	11.3	41,200	14.5	33,784	▲ 7,416	11.9	▲ 2.6	41,400	14.5
	計	185,788	68.6	187,507	66.8	208,408	73.3	195,976	▲ 12,432	68.9	▲ 4.4	213,900	74.7
	(被扶養者) 健診対象者	73,941	—	73,808	—	74,159	—	74,159	—	—	—	80,544	—
	特定健診	18,368	24.8	19,264	26.1	21,000	28.3	16,800	▲ 4,200	22.7	▲ 5.7	22,800	28.3
	健診対象者 計	344,794	—	354,561	—	358,450	—	358,450	—	—	—	366,767	—
	健診受診者 計	204,156	59.2	206,771	58.3	229,408	64.0	212,776	▲ 16,632	59.4	▲ 4.6	236,700	64.5
保健指導	(被保険者) 保健指導対象者	36,536	—	38,736	—	41,890	—	41,890	—	—	—	43,208	—
	協会（内部）実施	7,215	19.7	8,394	21.7	8,131	19.4	6,667	▲ 1,464	15.9	▲ 3.5	8,640	20.0
	委託（健診機関）実施	1,225	3.4	4,166	10.8	4,032	9.6	4,355	323	10.4	0.8	5,000	11.6
	委託（専門機関）実施	—	—	68	0.2	1,260	3.0	1,096	▲ 164	2.6	▲ 0.4	1,500	3.5
	計	8,440	23.1	12,628	32.6	13,423	32.0	12,118	▲ 1,305	28.9	▲ 3.1	15,140	35.0
	(被扶養者) 保健指導対象者	1,833	—	1,813	—	1,785	—	1,785	—	—	—	1,961	—
	委託（外部）実施	255	13.9	437	24.1	600	33.6	600	0	33.6	0.0	660	33.7
	協会（内部）実施	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	0	0.0
	計	255	13.9	437	24.1	600	33.6	600	0	33.6	0.0	660	33.7
	指導対象者 計	38,369	—	40,549	—	43,675	—	43,675	—	—	—	45,169	—
指導実施者 計	8,695	22.7	13,065	32.2%	14,023	32.1	12,718	▲ 1,305	29.1	▲ 3.0	15,800	35.0	

R2: KPI

R3: KPI

### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

#### ●生活習慣病予防健診・事業者健診データ取得率の向上

##### 【令和3年度KPIと取組内容】

##### ■令和3年度KPI

生活習慣病予防健診実施率 60.3%（実施見込者数 172,500人）  
事業者健診データ取得率 14.5%（取得見込者数 41,400人）

##### ○令和3年度取組内容

##### 【生活習慣病予防健診の受診勧奨対策】

- ・健診推進経費を活用した健診受診率及び事業者健診結果データ取得率の向上策の実施
- ・新規適用事業所、生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨の実施
- ・オプション検査を追加したオリジナル健診の実施

##### 【事業者健診データ取得率の向上】

- ・民間業者と連携した医療機関事業所の事業者健診結果データの取得
- ・紙媒体による事業者健診結果データの取得

生活習慣病予防健診とは  
協会けんぽの被保険者（35歳～74歳）を対象とする健康診断のこと。一般健診項目に加え、付加健診、乳がん検診等もオプションとして受診できる。

事業者健診とは  
労働者安全衛生法第66条に基づく定期健康診断のこと。健診結果のデータを協会けんぽに提供いただくことにより特定健診実施率に含めることができる。

##### 【令和2年度KPIと取組内容】

##### ■令和2年度KPI

生活習慣病予防健診実施率 58.8%（実施見込者数 167,208人）  
事業者健診データ取得率 14.5%（取得見込件数 41,200件）

##### ○令和2年度上期取組内容

##### 【生活習慣病予防健診の受診勧奨対策】

- ・生活習慣病予防健診受診者数や事業者健診データ提供者数の増加が見込める実施機関との契約締結  
⇒生活習慣病予防健診契約機関数 11機関  
事業者健診データ提供契約機関数 6機関
- ・新規適用事業所、生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨の業務委託  
⇒文書勧奨件数 2,568件、電話勧奨件数 2,508件
- ・生活習慣病予防健診未受診の5人未満規模の事業所に所属する個人へ受診勧奨文書の送付⇒ 勧奨件数 22,640件

##### 【事業者健診データ提供契約機関の増加】

- ・検体検査等機関と連携した当支部独自のスキームによる事業者健診データの取得勧奨及びデータ作成  
⇒データ取得数 663件（4～11月合計）
- ・事業所から同意書提出済みであるが、データ提供契約が未締結である医療機関24機関へ契約締結依頼文書送付  
⇒新たに4機関とデータ提供契約締結

### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

#### ● 特定健診受診率の向上

##### 【令和3年度KPIと取組内容】

###### ■ 令和3年度KPI

被扶養者の特定健診実施率 28.3%（実施見込者数22,800人）

###### ○ 令和3年度取組内容

- ・ 特定健診受診者数の増加を図るための推進経費の活用
- ・ 女性加入者を対象としたオプション健診等を追加したオリジナル健診の実施
- ・ 特定健診にオプション健診等を追加した協会独自の集団健診の実施
- ・ 40歳到達者を対象とした特定健診の受診勧奨の実施
- ・ 県外居住者への特定健診受診勧奨の実施
- ・ 特定健診経年未受診者を対象とした受診勧奨の実施
- ・ 市町村主催の集団健診における特定健診とがん検診との同時実施の促進
- ・ かかりつけ医（健診実施機関）における特定健診広報の実施（ポスター掲示）

特定健康診査（特定健診）とは  
40歳～74歳の方を対象とするメタボリックシンドロームに着目した健康診断のこと。

##### 【令和2年度KPIと取組内容】

###### ■ 令和2年度KPI

被扶養者の特定健診実施率 28.3%（受診見込者数21,000人）

###### ○ 令和2年度上期取組内容

- ・ 特定健診受診者数の増加を図るための推進経費の活用  
⇒ 契約機関数 4機関新規適用事業所
- ・ 女性加入者を対象としたオプション健診等を追加したオリジナル健診の実施  
⇒ 契約機関数 6機関  
※ DM送付数 47,699件（令和2年9月）
- ・ オプション検査のほか、他の付加価値（魅力）も加えた支部独自集団健診の実施  
⇒ 実施機関数 1機関（9月津山市・3会場で実施）
- ・ 40歳到達者が利用できる健診機関の独自メニューによる特定健診の実施  
⇒ 契約機関数 4機関  
※ DM送付数 2,047件（令和2年4月）
- ・ 期初の診療所型集団健診の実施  
⇒ 特定健診受診者数 325人
- ・ 市町村と連携した特定健診とがん検診の同時実施等の取組の推進  
⇒ 実施市町数 13市町  
※ DM送付数 12,968件（令和2年5月、6月）

### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

#### ● 特定保健指導の実施率の向上

##### 【令和3年度KPIと取組内容】

###### ■ 令和3年度KPI

特定保健指導実施率 35.0%（実施見込者数 15,800人）

被保険者分：35.0%（実施見込者数 15,140人）

被扶養者分：33.7%（実施見込者数 660人）

###### ○ 令和3年度取組内容

- ・ 健診当日における健診機関での特定保健指導の実施
- ・ 専門業者への特定保健指導の外部委託の拡大と進捗管理の強化
- ・ タブレット端末での遠隔面談等による特定保健指導の外部委託の実施
- ・ 産業医と連携した特定保健指導の利用勧奨の実施
- ・ 特定保健指導経年未利用者への特定保健指導の利用勧奨
- ・ 事業者健診結果データ提供事業所への特定保健指導の受入勧奨の実施
- ・ 集団健診会場における健診当日の初回面談の実施
- ・ 事業所訪問等による受入勧奨の実施

特定保健指導とは  
健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要と判定された方へ、保健師・管理栄養士が行う健康サポートのこと。

##### 【令和2年度KPIと取組内容】

###### ■ 令和2年度KPI

特定保健指導実施率 32.1%（実施見込者数 14,023人）

被保険者分：32.0%（実施見込者数 13,423人）

被扶養者分：33.6%（実施見込者数 600人）

###### ○ 令和2年度上期取組内容

- ・ 健診当日に初回面談できる委託機関の拡大や健診当日の特定保健指導実施に係る同意書の取得及び健診機関による活用  
⇒ 特定保健指導実施機関数 42機関、当日実施可能40機関  
⇒ 同意書取得数 638件（11月末日時点での累計）
- ・ 県外受診者等を対象としたタブレット端末での遠隔面談等による特定保健指導の実施に係る専門機関への外部委託  
⇒ 特定保健指導専門業者数 4機関  
⇒ 昨年度下期受診者分 3,546件分を委託
- ・ 特定保健指導経年未利用者への特定保健指導の勧奨  
⇒ 指導希望方法に関するアンケート 4,735件送付（6月、8月）
- ・ 産業医と連携した特定保健指導の利用勧奨  
⇒ 契約機関 7機関 190件勧奨

### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

#### ●重症化予防対策の推進

##### 【令和3年度KPIと取組内容】

###### ■令和3年度KPI

- ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 13.0%以上とする。

###### ○令和3年度取組内容

##### 【未治療者に対する受診勧奨】

- ・未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数100人
- ・健診機関による要治療者への受診勧奨
- ・本部による一次勧奨（文書）、支部による二次勧奨（電話）
- ・前年度未治療者に対する受診勧奨
- ・委託健診機関の拡充及び事業者健診結果データにかかる勧奨の実施

##### 【糖尿病性腎症に係る重症化予防事業】

- ・健診機関による対象者への受診勧奨
- ・糖尿病専門医等による保健指導等の実施
- ・特定保健指導該当者でCKDリスク該当者への保健指導

##### 【令和2年度KPIと取組内容】

###### ■令和2年度KPI

- ・受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする。

###### ○令和2年度上期取組内容

##### 【未治療者に対する受診勧奨】

- ・要治療者への健診機関からの受診勧奨の業務委託委託機関24機関（5機関増）で健診受診者の半数を網羅委託機関拡大のため、未契約機関へ再度受託依頼を実施  
⇒直近の受療率10.67%（全国平均10.52%）
- ・本部による一次勧奨（文書）、支部による二次勧奨（電話）  
⇒二次勧奨（電話）34件実施

##### 【糖尿病性腎症に係る重症化予防事業】

- ・委託機関数の増加や関係機関・関係会議との連携  
⇒受診勧奨委託機関 11機関 7件勧奨  
⇒保健指導委託機関 6機関 6件保健指導終了

### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

#### ●健康経営（コラボヘルスの推進）

##### 【令和3年度KPI及び支部目標と取組内容】

##### ■令和3年度KPI ※令和3年度から健活宣言事業者数のみKPIの項目

健活宣言事業所数 1,850社

##### 支部目標

健活企業の特定健診受診率 84%

健活企業の特定保健指導実施率 50%

健活企業の健康保険委員委嘱率 90%

##### ○令和3年度取組内容

- ・健活企業宣言事業所の拡大
- ・「健活企業」へのフォローアップの充実及び事業主の健康づくり意識の醸成
- ・レセプト及び健診結果から事業所毎の健康状況を掲載した「健活企業カルテ」を提供
- ・県、地方自治体、経済団体との連携による健康経営の普及促進
- ・健診機関等と一体となったコラボヘルスの促進
- ・健活企業への健康管理サポート
- ・健活企業宣言支部長表彰の実施と健康経営セミナーの開催

健活企業とは  
健康づくりに取り組む事業所として、協会けんぽ岡山支部が認定している事業所のこと。協会けんぽが事業所の健康づくりの取り組みをサポートする。

##### 【令和2年度支部目標と取組内容】

##### ○令和2年度支部目標

健活宣言事業所数 1,650社

⇒1,648社（令和2年12月末）

健活企業の特定健診受診率 84%

健活企業の特定保健指導実施率 50%

健活企業の特定保健指導未受入事業所数 320社以下



##### ○令和2年度上期における取組内容

- ・健活企業宣言事業所の拡大  
被保険者数50名以上の事業所への文書勧奨
- ・「健活企業」へのフォローアップ
  - ①「健活企業カルテvol.3」送付
  - ②「健康経営優良法人申請のすすめ」送付

### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

#### ● ジェネリック医薬品の使用促進

##### 【令和3年度KPIと取組内容】

###### ■ 令和3年度KPI

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を79.4%以上とする

###### ○ 令和3年度取組内容

- ・ジェネリックカルテや見える化ツールを活用した、医療機関・薬局に対する効果的な働きかけの実施
- ・事業所への使用割合通知の送付
- ・支部独自のジェネリック医薬品軽減額通知の送付  
令和2年度の支部独自軽減額通知の検証結果を反映
- ・支部オリジナルの啓発物の作成
- ・Web広告を活用した広報等、各種広報による周知
- ・「地域フォーミュラリー」の作成に向けた動きを調査し、参画方法を検討
- ・岡山県後発医薬品の安心使用のための協議会における積極的な意見発信

地域フォーミュラリーとは  
有効性・安全性と経済性を総合的に評価して作成された医薬品の使用指針で、地域単位で作成されたもの。

##### 【令和2年度KPIと取組内容】

###### ■ 令和2年度KPI

協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（医科、DPC、調剤、歯科）を79.1%以上とする

⇒77.5%（令和2年8月診療分）

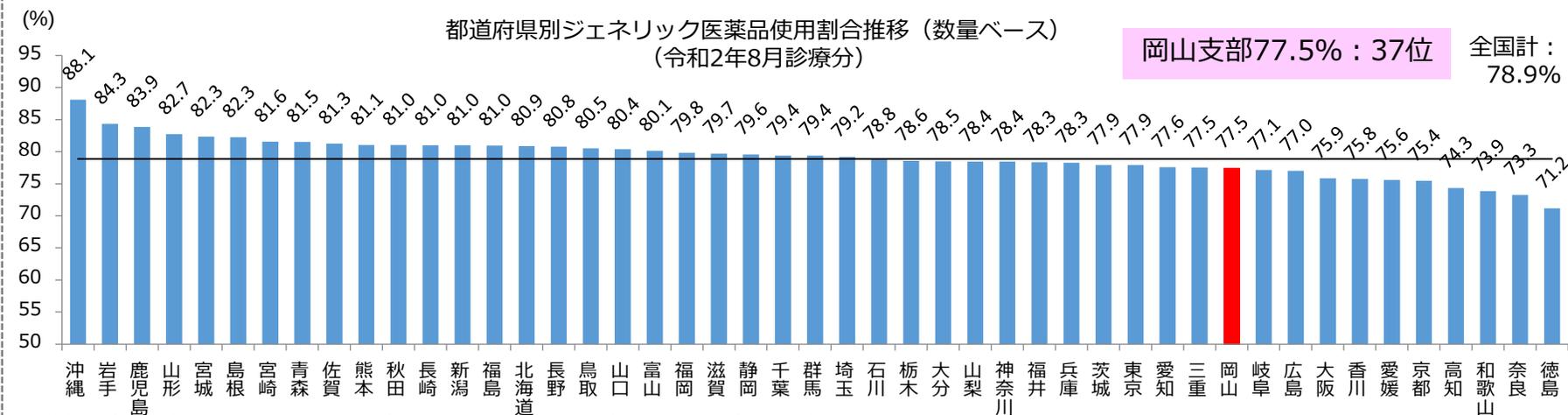
###### ○ 令和2年度上期取組内容

- ・各医療機関のジェネリック医薬品利用状況を見える化した「ジェネリック医薬品のお知らせ」を配布
  - ①県内の925医療機関と625薬局へ送付
  - ②使用割合が低い大規模医療機関8件、チェーン薬局7社へ訪問
- ・事業所へ使用割合通知を送付  
被保険者100人以上の事業所652社に送付
- ・支部独自のジェネリック医薬品軽減額通知を送付  
使用割合が低い18～59歳を対象に送付（約2,000件）
- ・広報を強化
  - ①岡山市、倉敷市の広報誌に記事を掲載
  - ②メールマガジンに薬剤師のコラムを掲載
  - ③岡山駅地下道でデジタルサイネージによる広報を実施

### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

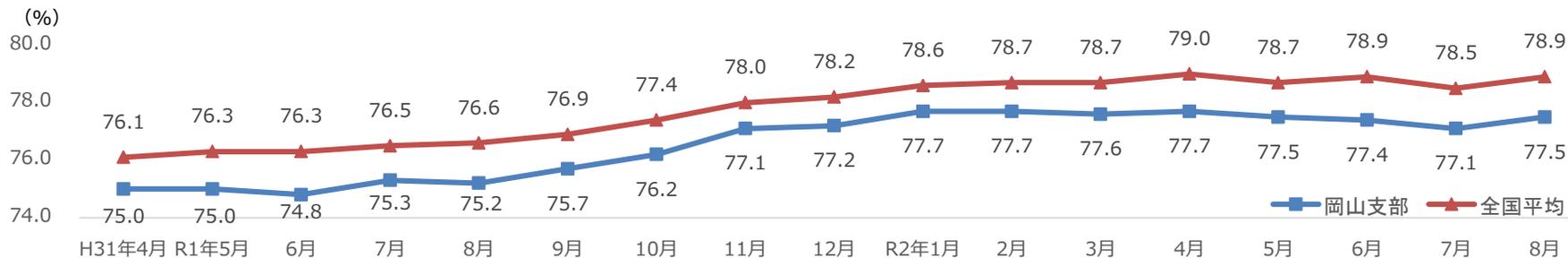
#### ● ジェネリック医薬品の使用促進

##### 【令和2年度の進捗状況】



注1. 協会けんぽ（一般分）の内科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）  
 なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。  
 注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。  
 注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。  
 注4.  $\frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$  で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

##### 岡山支部ジェネリック医薬品使用割合推移（数量ベース）



### 3. 岡山支部事業計画（案）について（戦略的保険者機能関係）

#### ● 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

##### 【令和3年度KPIと取組内容】

###### ■ 令和3年度KPI

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者の割合を55.7%以上とする

###### 支部目標

メールマガジン登録者数 4,300人  
LINE@登録者数 2,400人

###### ○ 令和3年度取組内容

- ・ 納入告知書チラシ等の各種チラシやホームページ、メールマガジン、LINE@等による広報
- ・ 健康保険委員の委嘱数拡大及び広報誌・研修会による情報提供
- ・ 新聞等のマスメディア、Web広告等を活用した広報
- ・ 地方自治体や医療関係団体等の関連団体と連携した各種広報
- ・ イベントへのブース出展による広報
- ・ 加入者・事業主や関係機関等に対し、GIS（地理情報システム）等を用いた分析結果の提供

##### 【令和2年度KPIと取組内容】

###### ■ 令和2年度KPI

- ① 広報活動における加入者理解度の平均について対前年度以上とする
- ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者の割合を54.7%以上とする  
⇒ 54.02%（令和2年9月末時点）

###### 支部目標

メールマガジン登録者数 3,500人  
⇒ 3,794人（令和2年11月時点）  
LINE@登録者数 1,500人  
⇒ 1,717人（令和2年11月時点）

###### ○ 令和2年度上期取組内容

- ・ メールマガジン、LINE@の登録者数拡大のため、文書による登録勧奨を実施
- ・ 健康保険委員の委嘱数拡大のため文書等による勧奨大規模事業所364社への文書勧奨及び電話勧奨被保険者数25名以上の事業所897社への文書勧奨

## 4. 令和3年度岡山支部保険者機能強化予算案について

令和3年度岡山支部保険者機能強化予算の最終案については以下のとおりです。

(前回の案から追加した事業は赤字で表示し、予算額が大幅に変更になった事業には「※」で表示しています)

医療費適正化等予算

事業内容	予算(千円)
納入告知書チラシ	
インセンティブ制度チラシ	
事務手続きの手引き	
健康保険制度周知用チラシ(個人)	
限度額利用促進セット	
任継案内チラシ	
任継案内リーフレット	
任継案内文書	
新聞等のマスメディアを活用した広報	
Web広告を活用した健診の広報	
Web広告を活用したジェネリックの広報	
市町村が発行する広報誌を活用した広報	
イベントへのブース出展(おかやまマラソン等)	
LINE公式アカウントを活用した情報発信	
就職情報誌を活用した若年層への周知広報	
健康保険医療事務説明会	
ジェネリック啓発物の作成	
支部独自のジェネリック医薬品軽減額通知	
合計	

保健事業予算

事業内容	予算(千円)
協会独自の集団健診の実施	
民間業者と連携した医療機関の事業者健診結果データの取得	
健診推進経費を活用した健診受診率の向上	
新規適用事業所に対する受診勧奨	
特定健診の受診勧奨事業(新規、任継、健活企業事業主との連名文書)	
生活習慣病予防健診、特定健診へのオプション検査追加(オリジナル健診)	
健診実施機関での特定健診広報	
40歳到達者を対象とした特定健診の受診勧奨	
生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨	
特定健診未受診者対策	
事業者健診HbA1c追加検査費	
特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用周知	
保健事業計画アドバイザー	
産業医と連携した特定保健指導の利用勧奨	
保健指導推進経費	
特定保健指導経年未受診者への利用勧奨	
保健指導パンフレット作成等	
中間評価時の血液検査	
未治療者に対する受診勧奨	
糖尿病性腎症の重症化予防	
「健活企業取組事例集」の作成	
「健活通信」の発行	
健活企業登録勧奨	
健康経営セミナー	
健活サポートツールの作成	
健活企業カルテ	
健活企業への健康管理サポート	
医師謝金	
合計	

# 令和3年度岡山支部事業予算案（医療費適正化等予算案）について

## ■ 継続事業（主な事業を抜粋）

事業		本資料	予算（千円）
広報関係	<u>納入告知書チラシ</u> 協会けんぽ加入の全事業所に対して保険料納入告知書に同封して送付するチラシを作成。2月を除く、年間11か月分のチラシ印刷費等	P.25	
	<u>新聞等のマスメディアを活用した広報</u> 協会けんぽの事業を加入者へ直接周知するため、新聞を活用した広報を実施。年1回記事を掲載する予定であり、そのデザイン・掲載料等	P.25	
	<u>Web広告を活用した健診の広報</u> Webを活用しターゲットを絞った広報を実施。Web広報に係る費用一式	P.25	
	<u>Web広告を活用したジェネリックの広報</u> ジェネリック使用割合向上のため、ターゲットを絞った広報を実施。Web広報に係る費用一式	P.23 P.25	
	<u>イベントへのブース出展</u> おかやまマラソン等のイベントにブースを出展し、協会けんぽの事業周知を図る。ブース出展料、啓発物作成費用等	P.25	

# 令和3年度岡山支部事業予算案（保健事業予算）について

## ■継続事業（主な事業を抜粋）

事業		本資料	予算（千円）
健診	<u>生活習慣病予防健診、特定健診へのオプション検査追加（オリジナル健診）</u> 対象者の健診受診意欲向上のため、オプション検査を追加してオリジナル健診として実施する。委託費等	P.18 P.19	
	<u>新規適用事業所に対する受診勧奨</u> 新規適用事業所への受診案内・勧奨や受診率が低調な事業所への訪問勧奨等を実施するための委託費	P.18	
	<u>生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨</u> 生活習慣病予防健診の未利用事業所に対し、生活習慣病予防健診の利用勧奨を実施。電話勧奨等の委託費	P.18	
	<u>民間業者と連携した医療機関事業所の事業者健診結果データの取得</u> 医療機関と関係性が深い検体検査機関から医療機関に対する事業者健診結果データを効果に取得する委託費等	P.18	
	<u>40歳到達者を対象とした特定健診の受診勧奨</u> 健診初年度となる40歳到達者へ特定健診の制度周知及び受診率向上のために受診勧奨を実施。委託費等	P.19	
	保健指導	<u>特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用周知</u> 特定保健指導案内にかかる個人情報の共同利用周知について、事業所及び健診受診者へ周知を図る。案内文書等の印刷費等	P.20
<u>産業医と連携した特定保健指導の利用勧奨</u> 産業医から事業所、従業員への特定保健指導を勧奨することにより、より高い勧奨効果を見込める。委託費等		P.20	
<u>中間評価時の血液検査</u> 保健指導の中間評価時に実施する血液検査の費用		P.20	
重症化予防	<u>未治療者に対する受診勧奨</u> 健診実施機関に委託し、受診勧奨レベルの受診者に電話等で受診状況を確認し、医療機関受診を勧奨する。委託費等	P.21	
	<u>糖尿病性腎症に係る重症化予防</u> 健診機関や医療機関に医療機関への受診勧奨及び保健指導業務を委託。委託費等	P.21	
コラボヘルス	<u>健活企業カルテ</u> 健活企業のフォローアップのため、毎年アンケート結果等から評価した健活企業カルテを配布。また、評価を行うシステムの機能改善を実施。カルテ用台紙印刷費やシステム改修費用等	P.22	
	<u>健活企業への健康管理サポート</u> 健康経営推進と特定保健指導率の向上のため、産業医による特定保健指導の実施勧奨や事業所カルテの課題に対応した集団教育等を実施。委託費等	P.22	

# 令和3年度岡山支部事業予算案（保健事業予算）について

## ■ 新規・強化事業（主な事業を抜粋）

事業		資料	予算（千円）
健診	<u>健診推進経費を活用した健診受診率の向上</u> 特定健診受診率向上のため、健診機関等に業務を委託し、一定以上の成果があった場合は成果により報奨金を支払う。	P.18	
	<u>協会独自の集団健診の実施</u> 被扶養者向けの集団健診を集客力が見込める商業施設で実施するほか、市と連携したがん検診や健診の魅力向上を図るためのオプション健診等の付加価値を高めた内容で実施。委託費等	P.19	
	<u>特定健診経年未受診者を対象とした受診勧奨</u> 被扶養者の特定健診の経年未受診者に対して、ナッジ理論等を活用した受診勧奨を実施。DM作成等の委託費	P.19	

## (参考) Web広告等広報業務に関する事業の業者選定方法について

協会けんぽの事業については、基本的に競争入札により業者を選定します。

但し、広報業務等の効果的な業務の目的達成のために企画競争（複数の業者から企画、技術の提案等をさせて、これらの内容や業務遂行能力が最も優れた者を契約の相手として選定する方式）にて業者を選定することがあります。

### (例) 令和2年度事業 Webを活用した特定健診の受診勧奨の広報

新型コロナの影響によりイベント等へのブース出展ができなかったため、その予算を活用しWebを活用した広報を実施

- ・ 事業目的 被扶養者対象の特定健診受診率が令和元年度が26.1%と低迷しているなか、令和2年度は新型コロナの影響でさらに受診率が低迷している。40歳～59歳（コアターゲットは40歳台）に対象を限定した広報可能なWeb広告による広報を実施
- ・ 選定方法 4社から企画提案された内容をもとに、本事業目的を達成するために最も優れていると思われる業者を審査委員6名による審査で決定
- ・ 評価項目 提案内容、配信数・クリック数向上の提案、業務実績、効果測定方法、見積金額の妥当性等で評価
- ・ 効果測定 配信数、クリック数で測定